

J C Bにおける個人情報の取り扱いについて

● クレジットカード業務における個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を次の範囲でお預かりし取り扱います。

1. 当社が収集・保有・利用・預託する情報

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、E メールアドレス、法人代表者氏名、親権者連絡先等、お客様が入会申込時および個人情報の変更時に届け出た事項。
- (2) 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、お客様と当社の契約内容に関する事項。
- (3) お客様のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報。
- (4) お客様が入会申込時に届け出た資産・収入・負債・家族構成等、当社が収集したクレジット利用・支払履歴。
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項またはお客様が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
- (6) 当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、上記(1)(2)(3)のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
- (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

2. 利用目的

- (1) カードの機能、付帯サービス等の提供。
- (2) 当社もしくはJCB または両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCB または両社の事業（当社またはJCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。
- (3) 両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- (4) 両社事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。
- (5) 当社、JCB およびJCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断。

3. 共同利用

J C Bクレジットカード取引システムに参加する J C B の提携会社および J C B の関連会社は収集した個人情報を共同利用いたします。詳細は次のホームページにてご確認ください。

http://www.jcb.co.jp/kiyaku_m/kyoudouriyoubu.html

4. 提供

お客様の個人情報は次の場合を除き第三者に提供することは一切ございません。

- ・クレジットカード業務における事務を委託するために個人情報保護を誓約した業務委託会社に必要最低限の情報を提供する場合
- ・お客様にご了解いただいたうえで第三者に提供する場合
- ・公的機関から、法令に基づく照会を受けた場合

5. 個人信用情報機関の利用・登録

- (1) 当社がお客様の支払能力調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、お客様の個人情報が登録されている場合にはこれを利用いたします。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。
- (2) 当社との客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、加盟個人信用情報機関に、下記の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用します。
- (3) 加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用します。

〈加盟個人信用情報機関〉

本項に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

*各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は各機関開設のホームページをご覧ください。

□株式会社シー・アイ・シー（C I C）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 階

電話番号 0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

〈登録情報および登録期間〉

本項に定める個人信用情報機関への登録情報および登録期間は以下のとおりです。

	CIC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間

②加盟個人情報情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求額予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁の申立有無	契約期間中および取引終了日から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

* 上記のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

(提携個人情報情報機関)

本項に定める提携個人情報情報機関は以下のとおりです。

全国銀行個人情報センター (KSC)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※KSC は、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報情報機関です。

株式会社日本信用情報機構 (JICC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号 0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp>

※KSC・JICC の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記のKSC・JICC 開設のホームページをご覧ください。

加盟個人情報情報機関と提携個人情報情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関	登録情報
CIC	KSC、JICC	*

* 提携個人情報情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

* 加盟個人情報情報機関ならびに提携個人情報情報機関が、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」第3条の施行に伴い、割賦販売法第35条の3の36に規定される指定信用情報機関に指定された場合、当該指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加盟会員の依頼に応じ、当該指定信用情報機関に登録された個人情報を加盟会員に提供します。(但し、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いのサービスがないカードについてはこの限りではありません。)

6. 開示・訂正・削除

お客様の個人情報は正確かつ最新の状態で管理するよう努めております。また、お客様から当社が登録している情報について開示の請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき以下のとおり対応いたします。

(1) 開示請求の手続き

1. 受付窓口
2. 個人情報の開示に際してご提出いただく書類等

書類名	本人	法定代理人	任意代理人
個人情報開示申請書	○	○	○
本人または代理人自身を証明するための書類	○	○	○
代理人の資格を証明するための書類	—	○	○

3. 本人または代理人自身を証明するための書類

本人または代理人自身を証明するための書類（有効期限内、または発行日から3 ヶ月以内）は、以下のものとし、写真付証明書は1 点、写真なし証明書の場合は2 種類以上を提示もしくは、その写しを添付するものとします。

写真付き	運転免許証	写真なし	健康保険証
	運転経歴証明書（H24年4月1日以降発行分）		国民年金手帳
	旅券（パスポート）		厚生年金手帳
	写真付き住民基本台帳カード 又は個人番号カード		戸籍謄本（抄本）
	在留カード		住民票
	特別永住者証明書		実印と印鑑登録証明書
	船員手帳		その他公的機関が発行する証明書
	その他公的機関が発行する写真付き証明書		

4. 代理人の資格を証明するための書類

開示申請者		代理人の資格を証明するための書類
法定代理人	親権者	本人との関係が証明できる戸籍謄本または住民票
	未成年後見人	本人との関係が証明できる戸籍謄本、または裁判所の選任決定書（写し）、後見登記の登記事項証明書
	成年後見人	裁判所の選任決定書（写し）または、後見登記の登記事項証明書

任意代理人	本人が個人の保有個人データの開示等の求めを代理人に委任したもので、本人が署名・実印を捺印した委任状および本人の印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内）
-------	--

5. 回答方法

開示申請者	回答方法
ご本人または法定代理人	開示報告はご本人または法定代理人宛に郵送いたします。
任意代理人	開示報告は、原則として契約当事者であるご本人があらかじめ届出を行っている住所のご本人宛に郵送いたします。

6. 回答期限

開示の回答は開示報告書で開示請求の受付日から原則10 営業日を目処に回答いたします。ただし、調査に時間を要するなど10 営業日以内に回答できない場合は、ご連絡いたします。

(2) 開示しないことができる場合

下記のいずれかに該当する場合は、開示いたしかねますので、予めご了承ください。開示しない場合はその理由を通知いたします。

- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・与信審査等において、評価に利用した情報の全てを開示することによって、与信審査制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 ・本人の確認ができない場合
- ・代理人による請求で、代理権が確認できない場合
- ・当社の開示対象個人情報に該当しない場合
- ・当社の手続きをご了承いただけない場合
- ・その他法令に違反することとなる場合

(3) 訂正・削除

万が一登録情報に誤りがあった場合は迅速に訂正または削除いたします。なお、次のような場合には、訂正・削除をお断りさせていただきます。訂正・削除を行わない場合にはその理由を通知いたします。

- ・訂正・削除の求めの内容が真実でない場合、または当該内容が真実か否か確認できない場合
- ・訂正・削除の求めの対象が事実にかかる情報ではなく、当社の行った判断や見解等にかかる情報である場合
- ・当社の個人情報の取扱いが法に則った適切なものであり、かつ当社の業務上削除に応じることができない場合

※個人情報の訂正・削除等の個人情報に関するお問い合わせは、本ページ下部に記載の<お問い合わせ窓口>にて承ります。

7. ダイレクトメール等、当社または加盟店等の事業に関する宣伝物の送付および電話等の停止

お客様がダイレクトメール等の宣伝物の送付および電話等の停止を希望された場合、当社はこれを停止するものとします。

ただし、「カードご利用代金明細書」、クレジットカード・カードご利用代金明細書に同封される会員誌、パンフレット等、業務運営上必要な送付物につきましては、停止の対象となりませんのでご了承ください。

なお、停止の申し出は末尾に記載の〈お問い合わせ窓口〉にて承ります。

8. 認定個人情報保護団体について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である一般社団法人日本クレジット協会および日本貸金業協会の会員となっております。

一般社団法人日本クレジット協会

相談受付電話番号：03-5645-3360

受付時間／10:00AM～正午 / 1:00PM～4:00PM

(土・日・祝・年末年始休)

日本貸金業協会

相談・苦情・紛争受付窓口

貸金業相談・紛争解決センター：0570-051-051

受付時間 / 9:00AM～5:30PM

(土・日・祝・年末年始休)

※電話番号はお間違いのないようおかけください。

(2016年1月)

〈お問い合わせ窓口〉

中銀カード株式会社 お客様相談室

〒700-0904 岡山市北区柳町2丁目11番23号 電話番号086-231-2271

受付時間 9:00AM～5:00PM (土・日・祝・12/31～1/3 休)

●加盟店業務におけるお客様情報の取り扱いについて

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、加盟申し込み、加盟契約いただいた法人、個人のお客様情報を次の範囲でお預かりし取り扱います。

1. 当社が収集・利用する情報

- (1) 法人の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等お客様が加盟申込時および変更時に届け出た事項。
- (2) 加盟申込日、加盟日、CAT番号、取扱商品、販売形態、業種等のお客様と当社の取引に関する事項。

- (3) お客様のカードの取り扱い状況。
- (4) 当社が収集したお客様のクレジット利用履歴。
- (5) お客様の営業許可証等の確認書類の記載事項。
- (6) 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (8) 当社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由
- (9) 割賦販売法第35条の3の5 および割賦販売法35条3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。
- (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項。
- (11) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。
- (12) 会員から当社またはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社またはカード会社が会員およびその他の関係者から調査収集した情報。
- (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報。
- (14) 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。

2. 利用目的

- (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカード利用促進にかかわる業務のため。
- (2) 加盟店規約に基づいて行う業務のため。
- (3) 宣伝物の送付および電話等当社または他の加盟店等の営業案内のため。
- (4) 当社のクレジットカード事業、その他当社定款記載の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発のため。

3. 共同利用

JCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社、提携ブランドカードを発行するカード会社およびJCB の関連会社は収集した情報を共同利用いたします。詳細は次のホームページにてご確認ください。

http://www.jcb.co.jp/kiyaku_m/kyoudouriyoushi.html

4. 提供

お客様の情報は次の場合を除き第三者に提供することは一切ございません。

- ・ 加盟店規約に基づいて行う業務を委託するために個人情報保護を誓約した業務委託会社に必要最低限の情報を提供する場合。
- ・ お客様にご了解いただいたうえで第三者に提供する場合。
- ・ 公的機関から、法令に基づく照会を受けた場合。

5. 加盟店信用情報機関の利用および登録

日本クレジットカード協会

- (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という）に照会し、お客様に関する情報が登録されている場合にはこれを利用いたします。
- (2) 下記の加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が5年を超えない期間、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用いたします。
- (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除・消費者保護のための加盟店申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されます。

<加盟店信用情報機関>

	日本クレジットカード協会加盟店信用情報センター
住所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17新橋I-Nビル 1F
電話番号	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	日本クレジットカード協会事務局長
URL	http://www.jcca-office.gr.jp/
登録される情報	・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付
登録される期間	登録されてから5年を超えない期間（ただし、会員が加盟店情報を利用した情報については6ヵ月を超えない期間）
共同利用するものの範囲	日本クレジットカード協会の会員（会員の提携会社を含む。加盟会員企業名は日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターのホームページよりご確認ください。）

一般社団法人日本クレジット協会

(1) 加盟店情報の共同利用について

一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センターは、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづく加盟店情報の共同利用を行っております。

(2) 加盟店情報交換制度について

一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という。）において行っております。

(3) 加盟店等から収集した情報の登録及び利用について

加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、(4)②共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、JDM センターへ登録し、JDM 会員によって共同利用します。

(4) 加盟店情報の共同利用

① 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM 会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDM センターに登録すること及びJDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

② 共同利用する情報の内容

- (a) 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由。
- (b) 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由。
- (c) 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報。
- (d) 利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報。
- (e) 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報。
- (f) 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報。
- (g) 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日。（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記（d）の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

③登録される期間

上記②の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます。

(5) 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及びJDM センター

※JDM 会員は、協会のホームページに掲載しています。

(6) 制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き

加盟情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記（7）加盟店情報交換センターまでお申出ください。

(7) 運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDM センター)

住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011

URL：http://www.j-credit.or.jp/

6. 開示、訂正、削除

お客様情報は正確かつ最新の状態で管理するよう努めております。また、お客様から当社が登録している情報について開示の請求があった場合は誠実に対応し、万が一登録情報に誤りがあった場合は迅速に訂正または削除いたします。

開示・訂正・削除・開示の手続き方法、必要書類等、お客様情報に関するお問い合わせにつきましては、末尾に記載の〈お問い合わせ窓口〉にて承ります。

7. ダイレクトメール等、当社または他の加盟店等の事業に関する宣伝物の送付および電話等の停止

お客様がダイレクトメール等の宣伝物の送付および電話等の停止を希望された場合、当社はこれを停止するものとします。

ただし、「支払通知書」・支払通知書に同封されるカードアシストニュースなどのパンフレット等、業務運営上必要な送付物につきましては、停止の対象となりませんのでご了承ください。

なお、停止の申し出は末尾に記載の〈お問い合わせ窓口〉にて承ります。

(2015 年7 月)

〈お問い合わせ窓口〉

中銀カード株式会社

〒700-0904 岡山市北区柳町2 丁目11 番23 号

電話番号 086-231-2271

受付時間 9:00AM~5:00PM (土・日・祝・12/31~1/3 休)